法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則等の一部を改正する省令（平成二十三年法務省令第二十六号）

平成二十三年九月二十六日

法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則等の一部を改正する省令（平成二十三年法務省令第二十六号）の規定によりその商業登記の事務が神戸地方法務局尼崎支局及び豊岡支局

平成二十三年九月二十六日

法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則等の一部を改正する省令（平成二十三年法務省令第二十六号）の規定によりその商業登記の事務が名古屋法務局岡崎支局において取り扱われることとなった当該法人の申請又は請求があった場合の名古屋法務局刈谷支局及び豊田支局

平成二十三年九月二十六日

法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則等の一部を改正する省令（平成二十三年法務省令第二十六号）の規定によりその商業登記の事務が高知地方法務局須崎支局、四万十支局及びいの支局

平成二十三年九月二十六日

法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則等の一部を改正する省令（平成二十三年法務省令第二十六号）の規定によりその商業登記の事務が大分地方法務局佐伯支局及び竹田支局

平成二十三年九月五日

法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則等の一部を改正する省令（平成二十三年法務省令第二十六号）の規定によりその商業登記の事務が大分地方法務局佐伯支局及び竹田支局

平成二十三年九月二十六日

法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則等の一部を改正する省令（平成二十三年法務省令第二十六号）の規定によりその商業登記の事務が名古屋法務局岡崎支局において取り扱われることとなった当該法人の申請又は請求があった場合の名古屋法務局刈谷支局及び豊田支局

平成二十三年九月二十六日

法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則等の一部を改正する省令（平成二十三年法務省令第二十六号）の規定によりその商業登記の事務が神戸地方法務局尼崎支局及び豊岡支局

平成二十三年九月二十六日

法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則等の一部を改正する省令（平成二十三年法務省令第二十六号）の規定によりその商業登記の事務が高知地方法務局須崎支局、四万十支局及びいの支局

附　則

この告示は、平成二十三年八月二十六日から施行する。

○法務省告示第四百四号

北海道利尻郡利尻富士町役場保存の次の原戸籍が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成二十三年九月二十六日までに、同町長に対して、次の手続をしてください。

一　当該原戸籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。

二　前項に掲げる原戸籍の謄本、抄本又は除籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

注　意

一　申出は、口頭でも差し支えない。

二　申出の手続について分からないことがあれば、利尻富士町役場又は旭川地方法務局稚内支局に照会すること。

平成二十三年八月二十六日

法務大臣　江田　五月

北海道利尻郡鬼脇村大字鬼脇村字ノツチユウニ百四十八番地

海老名竹蔵

○外務省告示第二百九十八号

国際連合安全保障理事会決議第千九百七十号に基づき設立された委員会が平成二十三年三月二十八日及び六月二十八日に発出した情報に基づき、国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となるリビアのカダフィ革命指導者及びその関係者を指定する件（平成二十三年三月外務省告示第七十五号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年八月二十六日

外務大臣　松本　剛明

別表の7．中「称号：対外治安庁長官（Director, External Security Organisation）」の後に「体制に忠実。対外諜報機関の長。」を加える。

別表の8．中「称号：国防相（Defence Minister）」の後に「軍隊の行動に全般的な責任を有する。」を加える。

別表の9．中「称号：建設相（Secretary for Utilities）」の後に「体制幹部。革命委員会に関与。過去に反体制派に対する弾圧及び暴力行為に関与した。」を加え、「ホムス」の後に「、リビア」を加える。

別表の13．中「称号：軍部諜報部長（Director Military Intelligence）」の後に「軍部諜報部は示威運動に対する弾圧に関与。過去にアブスリム刑務所の大虐殺に関与した疑いなどがある。ＵＴＡ航空機の爆破に関する欠席裁判において有罪判決。ムアンマル・カダフィの義弟。」を加える。

別表に次のように加える。

19．アル・バラーシ、サフィーヤ・ファルカーシュ（AL-BARASSI, Safia Farkash）

生年月日：１９５２年

出生地：アル・ベイダ、リビア

１９７０年からムアンマル・カダフィの配偶者となる。トリポリに所在するマイティガ国際空港に本拠地を置くバラク航空の所有者であり、ムアンマル・カダフィの承認を得てこれを支配。重要な個人資産は体制のために使用できる。妹ファーティマ・ファルカーシュはリビア軍部諜報部長アブドラ・サヌーシの配偶者。

20．ズリティニ、アブドルハフィーズ（ZLITNI, Abdelhafiz）

生年月日：１９３５年

カダフィ政権下の計画・財務相（Secretary of the General People's Committee for Finance and Planning）であり、示威運動家の弾圧に関与。元リビア国営石油公社総裁であり、現在はリビア中央銀行臨時総裁。軍事行動のために使い込まれたリビア中央銀行の預金を回復するために資金調達に従事していると言われている。

21．ズウェイティーナ石油会社（Zueitina Oil Company）

別名：ＺＯＣ；ズウェイティーナ（Zueitina）

所在地：Zueitina Oil Building, Sidi Issa Street, Al Dahra Area, P.O. Box 2134, Tripoli, Libya

リビア国営石油公社の傘下にある。

別表の11．中「カダフィ、サーディ（Qadhafi, Saadi）」の後に「旅券番号：０１４７９７」を加え、「１９７３年５月２５日」を「１９７３年５月２７日」に改める。

○農林水産省告示第千六百五十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十三年八月二十六日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　徳島県三好市山城町上名字桧山八一八の二三から八一八の二九まで、八一八の五九、八一九、八二〇の一、八二〇の二

(二)　保安林として指定された目的　水源のかん養

(三)　変更後の指定施業要件

１　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

２　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

二　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　徳島県三好市三野町太刀野山字奥四七三一の一、四七三一の五、四七三一の六、四七三三の二、四七三四、四七三五の一、四七三五の二、四七三六の一から四七三六の三まで、四七三七の一から四七三七の三まで、四七三七の五から四七三七の九まで、四七三七の一六、四七三七の一八、四七三七の一九、四七三七の二一、四七三七の二四、四七三七の二九、四七三七の三〇、四七三七の三三、四七三七の三四、四七三七の三六、四七三七の三八、四七三七の四〇から四七三七の四二まで、四七三七の四四、四七三七の四五、四七三七の四九、四七三七の五一、四七三七の五四、四七三七の五五、四七三七の六〇、四七三七の六一、四七三七の六三から四七三七の六八まで、四七三七の七一から四七三七の八五まで